

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月14日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04525

研究課題名（和文）カナダ・オンタリオ州での学校及び教育行政管理職の養成・研修システムに関する研究

研究課題名（英文）The Role of the Educational Organs Concerned in Cultivation and Training of Teachers in Ontario, Canada

研究代表者

鈴木 久米男（Suzuki, Kumeo）

岩手大学・教育学研究科・教授

研究者番号：50733937

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、質の高い教育実践の実現を目指して学校及び教育管理職や教員の養成や研修に取り組んでいる、カナダ・オンタリオ州の養成・研修システムの実態を明らかにすることである。課題設定の理由として、我が国での育成のための指標に基づいた教員等の養成・研修システムの先進事例の収集があった。さらに、オンタリオ州での教員等の養成や研修の実施主体となる組織の存在及びその実態等を明らかにすることにより、教員等の養成・研修システムの独自性を示すことである。

本研究により、カナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修システムの実態及び各教育関係機関の役割を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究において、カナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修と教育関係機関の役割を明らかにした。具体的な成果は次の3点である。第一に、教員養成・研修の実施システムを明らかにしたことである。その中で、オンタリオ州において教員養成・研修のシステムは、オンタリオ州法に定められていること等を明らかにした。第二は研修を主管しているOCTの存在と他の教育関係機関との関係を明らかにしたことである。第三は、教員養成・研修の質保証のためのシステムの存在を明らかにしたことである。

しかし、オンタリオ州では研修への参加はあくまで教員個人個人の希望であり、我が国の研修体系との比較により課題や実態が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research was to clarify the actual condition of cultivation / training system of educational managerial post of Ontario, Canada, and teacher who are tackling a teacher's cultivation and training aiming at realization of high-quality educational practice. The reason for a subject setup was collection of the advanced example of teacher training / training system for reference of training system in our country. Furthermore, by clarifying existence of the organization which becomes the teacher's in Ontario and its actual condition, I tried to show the originality of teacher cultivation / training systems. By this research, I clarified the actual condition of teacher cultivation / training systems of Ontario, Canada and the role of each educational organizations.

研究分野：学校経営

キーワード：校長、教員等の養成・研修 カナダ・オンタリオ州 OCT

1. 研究当初の背景

本研究課題設定の理由の第一は、我が国で進められている校長や教員の育成のための指標に基づいた教員等の養成・研修システムに関する先進事例の収集である。さらに、教員養成や研修の実施主体となる組織の存在及びその実践状況を調査により明らかにし、我が国のシステムと比較することにより、オンタリオ州の教員等の養成・研修システムの独自性を示すとともに、参考事例とすることである。

このことを踏まえて、カナダ・オンタリオ州に着目した理由は、次の3点である。その一つが、子供の学習成果の国際調査である PISA2015⁽¹⁾におけるレベルの高さである。PISA2015の読解力に関してカナダ全体では、シンガポールに続いて第2位である。さらに、州別でみると、ブリティッシュ・コロンビアが第1位、アルバータ州が第3位、ケベック州が第4位、オンタリオ州が第5位となっている。因みにカナダの各州も入れた場合の日本の順位は、第13位である。科学的リテラシーについても、アルバータ州やブリティッシュ・コロンビア州が第2位、第3位と同様に上位にある。このように、国際的な学力テストにおいて、カナダの多くの州が上位にあり、学力を確実に身につけていることが分かる。

二つ目は、カナダ・オンタリオ州の教員や学校管理職等の研修システムの優越性が指摘されていることである。Schleicher (2012) はスクールリーダー養成のための先進的な事例として、さらに、Barber, Whelan, Clark (2012) も、学校管理職の資格認定制度や選抜、研修の一体的な取り組みの優れた事例の一つとして、オンタリオ州を取りあげている。

三つ目は、教員や学校管理職が備えるべき資質能力としての、専門職基準の存在とそれに基づいた教員等の養成・研修の実践である。オンタリオ州では、教員や学校管理職が身につけるべき資質能力を専門職基準として策定しており、その基準に基づいた養成・研修が行われてきた。オンタリオ州では、専門職基準の策定そして研修実施のための研修科目ごとのガイドライン作成等、養成・研修のためのシステムが確立されている。このことについて我が国では、平成29年度に校長及び教員の育成のための指標づくりが開始されたが、その先進的な事例でもある。以上の3つの観点から、本研究ではカナダ・オンタリオ州における教員等の養成・研修システムの実態把握を調査研究の対象とした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、質の高い教育実践の実現を目指して教員の養成や研修に取り組んでいる、カナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修システムの実態を明らかにすることである。課題設定の理由として、我が国で進められつつある、校長及び教員としての資質の向上に関する指標に基づいた教員等の養成・研修システムに関する先進事例の収集がある。さらに、教員養成や研修の実施主体となる組織の存在及びその実態等を明らかにすることにより、オンタリオ州の教員等の養成・研修システムの独自性を示すことがある。

そのために、これまでの先行研究の成果を踏まえて、残された課題を明らかにする。課題の一つは、我が国の教員等の養成・研修システムの実態である。教員養成における教職科目及び教員研修における研修プログラムとコアカリキュラムや指標との関連については、今後の実践によることが示されている。このことにより、育成のための指標に基づいた教員等の養成・研修について、我が国とカナダ・オンタリオ州との取り組みの違いを示す。さらに教員養成や研修と行政等との関わりについては、我が国は行政による研修が主であるが、カナダ・オンタリオ州は OCT や他の教育関係機関により実施されている等の違いを示す。さらに教員等の養成・研修時の研修内容の質保証としては、我が国とカナダ・オンタリオ州との取

り組みの違いを示す。

3. 研究の方法

本研究課題に関するこれまでの先行研究の成果を踏まえ、今後の我が国における校長及び教員の育成のための指標による教員養成や教員研修の取り組みの成果と課題を把握していく必要がある。そのための視点を得るために、本論では、先行事例としてのカナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修システムについて、先行研究では示されていない、より具体的な取り組みを明らかにしていく。そのために、各教育関係機関における実践状況を把握するとともに、現地への訪問調査により聞き取りや資料の収集を行った。

4. 本研究の成果

(1) 教員等の養成・研修の実施システムとは

カナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修システムは、オンタリオ州法に定められている。教員等の養成・研修は第三者機関であるオンタリオ州教員連盟（OCT：Ontario College of Teachers）が主管し、大学や校長会などの様々な教育関係機関が実施機関となって実践しており、オンタリオ州教育省（OME：Ontario Ministry of Education）は直接関わっていない。

オンタリオ州においては、教員や学校管理職等の養成及び研修は、『オンタリオ州教員連盟法（Ontario College of Teachers Act：OCT法）』の下位法である『教員の資格認定に関する規則』（O.Reg. 176/10：TEACHERS' QUALIFICATIONS）⁽²⁾に定められている。オンタリオ州の教員養成、研修体系は図1に示したように、教員養成と付加的資格としてのAQ（Additional Qualification：付加的資格）、さらに校長資格取得プログラムであるPQP（Principal Qualification Program）及び教育長資格取得プログラムであるSOQP（Supervisory Officer Qualification Program）等に区分される。さらに、教員や校長など全ての教育関係者が踏まえるべき資質能力としての2種類の専門職基準と教員の学びの枠組みがある。さらに、校長及び教育長が備えるべき資質能力としてのオンタリオ州リーダーシップフレームワークがある。また、教員養成は教員養成課程を持つ大学で行われるが、研修は大学や地区教育委員会さらに校長会等の教育関係機関によっても実施される。これらの教員養成、研修を主管しているのがOCTである。

さらに、教員や校長など全ての教育関係者が踏まえるべき資質能力としての2種類の専門職基準と教員の学びの枠組みがある。さらに、校長及び教育長が備えるべき資質能力としてのオンタリオ州リーダーシップフレームワークがある。また、教員養成は教員養成課程を持つ大学で行われるが、研修は大学や地区教育委員会さらに校長会等の教育関係機関によっても実施される。これらの教員養成、研修を主管しているのがOCTである。

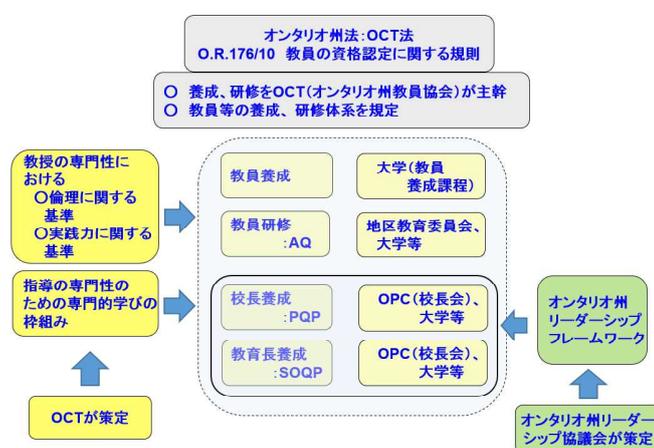


図1 オンタリオ州の教員等の養成・研修システム

(2) OCTと他の教育関係機関の関係

オンタリオ州において、教員養成や研修の基本となる事項を決定している機関は、行政や民間組織とは異なる第三者機関であるOCTである。さらに、教育行政に関するすべての業務を担当する機関はオンタリオ州教育省であり、各地区の教育行政機関は地区教育委員会である。学校は、地区教育委員会の基で教育活動にあたっている。加えて、教員の職種に応じた民間組織があり、オンタリオ州英語カトリック校長会：CPCO（Catholic Principals' Council Ontario）やオンタリオ州校長会：OPC（Ontario Principals' Council）等がある。また、オンタリオ州教

員組合：OTF（Ontario Teachers Federation）は、教育関係者すべてが所属する組織であり、年金制度や教員研修、教育に関する研修等が主な業務である（図2参照）。

OCT の設立経過をたどる（鈴木、2015）。OCT が創設された1997年以前に、現在のOCTが果たしている役割は、OTF（オンタリオ州教員組合）及びOME

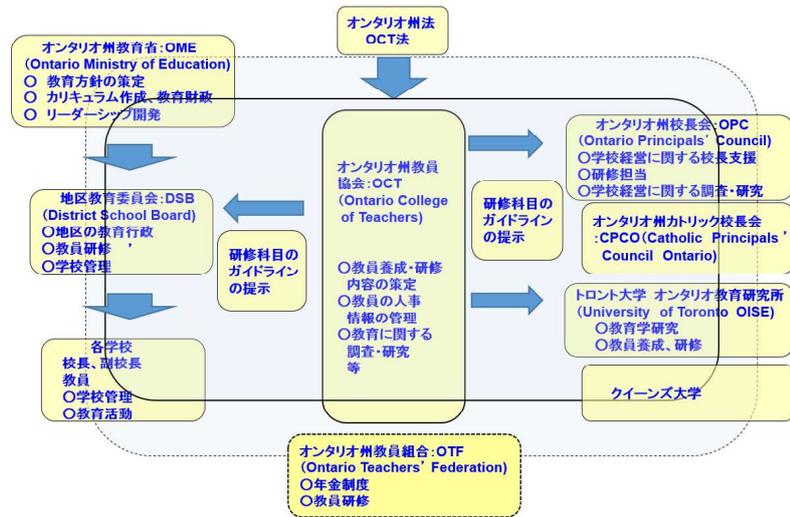


図2 OCTと教育関係機関との関係

（オンタリオ州教育省）であった。OTFは、オンタリオ州中等学校教員組合やオンタリオ州公立学校教員組合等を統括する組織として設立され、主に教員の専門性確立に関する事業を担当していた。さらに、OMEは教員免許や教員研修プログラムの認証等を担当していた。

OCT 設立以前、教員の専門性確立のために、行政から独立し、自己資金により運営される機関の創設を提案する報告書が提出された。加えて州の財政縮減対策、さらに王立協会の答申にOCTの設立が示されるに至った（Elizabeth J. M. 他、2002）。このことを踏まえて、1996年にOCT法（Ontario College of Teachers Act）が成立し、教員自身の手による組織として1997年にOCTが設立された。

OCT の運営は会員より選出された委員により行われ、会の運営状況は評議員会より監督を受ける。OCTは、教員や学校、教育行政管理職の養成・研修及び教員の人事情報など、教員に関する事項を管理する組織である。OCTは政治的中立が求められることから、組織の運営については所属会員の負担金によって行われている。会員は2017年現在、235,705名である⁽³⁾。

(3) 教員等の養成・研修の質保証のためのシステム

オンタリオ州においては、教員等の養成・研修における質保証のためのシステムが存在する。それは、教員や学校管理職等の養成・研修において、あらかじめ身に付けるべき資質能力を専門職基準として作成していることである。この基準を踏まえて、教員等の養成・研修実施機関が研修プログラムを作成し、認証されて実際に実施するという手順を踏まえる。さらに、学歴や研修履歴等はOCTが一元管理し、HP上に公開している。

オンタリオ州では、教育関係機関が教員等を対象に研修を実施する際、研修の内容を検討するうえで、準拠すべき専門職基準が策定されている（鈴木 2018）。教員や学校管理職等教育に関わる全ての者を対象とする専門職基準は、「教授の専門性における倫理的基準：The Ethical Standards for the Teaching Profession」と「教授の専門性における実践力の基準：The Standards of Practice for the Teaching Profession」である。さらに、研修全体の枠組みを規定しているのが、「指導の専門性のための専門的学びの枠組み：The Professional Learning Framework for the Teaching Profession」である。これらの専門職基準及び枠組みは、OCTによって策定された。また、学校及び教育行政管理職を対象とした専門職基準として、「オンタリオ州リーダーシップ・フレームワーク 2012: THE ONTARIO LEADERSHIP FRAMEWORK 2012」がある（鈴木 2016）。これは、オンタリオ州リーダーシップ協議会によって策定された。それぞれの専門職基準の内容は、実施対象により異なる。OCTはこれまでに示した基準の内容により各科目

の実施上のガイドラインを作成し、各研修実施機関に送付する。それらを踏まえて各研修実施機関は研修のためのプログラムの実施計画を作成する。

次に、教員等の養成・研修の実施機関が各科目による研修を行うためには、OCTが提示した各プログラムのガイドラインに基づいて、実施計画を作成し、認証を受けることにより、研修が実施

できることになる（図3参照）。教員等の養成・研修の実施機関は、実施計画に基づいて各科目を実施し、評価計画により受講者の学習状況を把握する。

各教員等の養成・研修実施機関は、評価結果に基づいてプログラム修了者を確定し、修了者をOCTに報告する。OCTは、修了者をデータベースに登録するとともに、Web上に公開する。Web上に公開する情報は、卒業した大学名、教員免許を取得した大学名、教員免許の種類、修了したAQ、勤務状況等である⁽⁴⁾。

本研究において、カナダ・オンタリオ州の教員等の養成・研修と教育関係機関の役割を明らかにした。具体的な成果は次の3点である。第一に、教員等の養成・研修の実施システムを明らかにしたことである。その中で、オンタリオ州において教員等の養成・研修のシステムは、オンタリオ州法に定められていること等を明らかにした。第二は研修を主管しているOCTの存在と他の教育関係機関との関係を明らかにしたことである。第三は、教員等の養成・研修の質保証システムの存在を明らかにしたことである。しかし、研修への参加はあくまで個々人の希望であり、我が国の研修体系と比較すると、職能成長と研修との関わりについては、計画的な研修の実践などの課題が指摘できる。

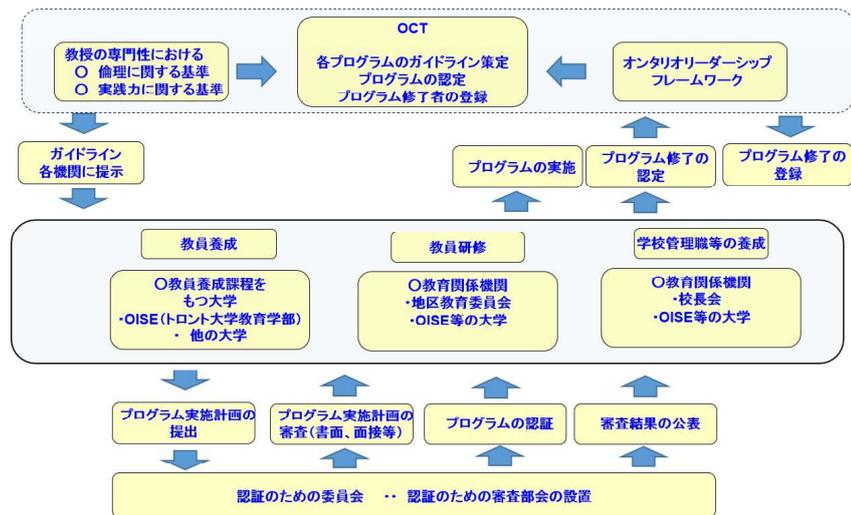


図3 教員等の養成・研修の実施プロセス

[註]

- (1) カナダの PISA2015 の結果、<https://www.cmec.ca/Publications/Lists/Publications/Attachments/365/PISA2015-CdnReport-EN.pdf#search=%27pisa2015+canada%27>、2018_7 閲覧
- (2) オンタリオ州規則 176/10 : TEACHERS' QUALIFICATIONS、<https://www.ontario.ca/laws/regulation/100176>、2018_8 閲覧
- (3) OCT 2017 Annual Report、<https://reports2017.oct.ca/en/Statistics/Membership-in-the-College>、2018_8 閲覧
- (4) 教員の研修履歴、<https://www.oct.ca/findateacher>、2018_8 閲覧

[引用文献]

Barber, S. M., Whelan, F., Clark, M., Capturing the leadership premium How the world's top school system are building leadership capacity for the future、(<http://mckinseysociety.com/capturing-the-leadership-premium/>、2010) 2015. 8 閲覧

Elizabeth J. Melityre, David I. Bloom, *An Educator's Guide to THE ONTARIO COLLEGE OF TEACHERS*, (2002, Aurora Professional Press)

Schleicher, A., *Preparing Teachers and Developing School Leaders for the 21st Century LESSONS FROM AROUND THE WORLD*, (<http://www.oecd.org/site/eduistp2012/>, 2012) 2015.8 閲覧

鈴木久米男「カナダ・オンタリオ州における教員資格・研修実績の認証制度の確立過程
－ OCT (オンタリオ州教員連盟) による制度確立の取り組みを踏まえて－」(『教育経営研究』21、2015)、38-46

鈴木久米男「学校管理職の専門職基準に関する一考察 ー学校及び教育行政管理職の専門職基準としての Ontario Leadership Framework の策定及び改訂への取り組みからー」(『岩手大学教育学部研究年報』75、2016)、49-70

鈴木久米男「教員及び学校管理職の資質としての指標の策定による養成、採用、研修の関係性構築の実態 ーカナダ・オンタリオ州における取り組みを踏まえてー」(日本教育経営学会 第58回大会 (鳴門教育大学) 発表資料、2018)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① 鈴木久米男、教員及び学校管理職の資質としての指標の策定と養成・採用・研修との関係、岩手大学教育学部附属教育実践センター研究紀要、査読なし、18 巻、2019、pp.93-107、<http://id.nii.ac.jp/1399/00014693/>
- ② 鈴木久米男、カナダ・オンタリオ州での教員等の養成・研修における教育関係機関の役割 -オンタリオ州教員協会:OCT と他の教育関係機関との関係性を踏まえて-、岩手大学教育学部 研究年報、査読あり、78 巻、2019、pp.23-37、<http://id.nii.ac.jp/1399/00014776/>
- ③ 鈴木久米男、カナダ・オンタリオ州における校長及び教育行政管理職の養成 -校長資格取得のためのプログラム (PQP) 及び教育行政管理職資格取得のためのプログラム (SOQP) に関して、岩手大学教育学部研究年報、査読あり、77 巻、2018、pp.71-84、<http://id.nii.ac.jp/1399/00014496/>
- ④ 鈴木久米男、OJT と OffJT の視点を踏まえた教員研修システムの実態 -我が国とカナダ・オンタリオ州の取り組みから-、岩手大学教育学部附属教育実践センター研究紀要、査読なし、17 巻、2018、pp.61-72、<http://id.nii.ac.jp/1399/00014508/>
- ⑤ 鈴木久米男、校長の研修機会としての校長会の役割 -A 県における校長会の組織区分と研修内容との関連を踏まえて-、岩手大学教育学部研究年報、査読あり、76 巻、2017、pp.1-14、<http://id.nii.ac.jp/1399/00014193/>

[学会発表] (計 3 件)

- ① 鈴木久米男、カナダ・オンタリオ州での教員等の養成・研修における教育関係機関の役割 -オンタリオ州教員連盟:OCT と他の教育関係機関との関係を踏まえて-、日本教育学会 第 77 回大会、2018 年 8 月 31 日～2018 年 9 月 1 日、宮城教育大学
- ② 鈴木久米男、教員及び学校管理職の資質としての指標の策定による養成、採用、研修の関係性構築の実態 -カナダ・オンタリオ州における取り組みを踏まえて-、日本教育経営学会 第 58 回大会、2018 年 6 月 8 日～2018 年 6 月 9 日、鳴門教育大学
- ③ 鈴木久米男、カナダ・オンタリオ州における校長及び教育行政管理職の養成 -校長資格取得のための PQP 及び教育行政管理職資格取得のための SOQP に関して-、日本教育経営学会 第 57 回大会、2017 年 6 月 9 日～2017 年 6 月 11 日、茨城大学